

東電福島原発事故の風評被害に苦しむ有機農業者のみなさんへ

ー 第3次追補で有機農産物への特別配慮が追加されましたー 第2次損害賠償請求相談会のご案内

前略 桜の開花も足早に過ぎ去り、いよいよ苗づくりの季節となってしまいました。大変忙しい時期の開催で恐縮ですが、下記の日程で第2次原発事故損害賠償の請求相談会を開催いたします。

既にご承知のことと思いますが、私たちの運動が実り2013年1月30日に原子力損害賠償紛争審査会より「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第3次追補」(以下第3次追補と略します)が発表され、残留基準値の引き下げに伴う風評被害の拡大を受け、その適用範囲が広がりました。また、有機農産物については安全性に特別配慮した農産物であることから風評被害の判定について特段の配慮をすべきであるとの規定が盛り込まれました。(別紙 参照)

以上のような国の対応の変化によって、東電への損害賠償の請求範囲が広がりました。つきましては同封の申し込み用紙にご記入のうえ、出欠のご連絡を頂きますようお願いいたします。

特に、こうした対応をしたにもかかわらず、損害賠償の請求が少ないとなると次回からは改善意見が出しにくくなりますのでこの点ご考慮のうえ、裏面の回答用紙で4月23日までにお答え頂ければ幸いです。

記

日時 4月24日(水) 午前10:00～午後2:00
場所 NPO 法人 民間稲作研究所 有機農業技術支援センター
〒329-0527 栃木県河内郡上三川町下神主下原233-1

協議内容

- 1 あいさつ
- 2 損害賠償に関する現状と問題点 (全有協・日有研・かみのかわ有機農業推進協議会)
 - ① 販売事業者の逸失利益に関する損害賠償、検査費用・その他の追加的費用
 - ② 有機農業者の逸失利益に関する損害賠償
 - ③ 田畑のセシウム濃度の増加要因と田畑の除染法について
- 3 損害賠償の請求内容について
- 4 請求内容に対する東電側の回答について
- 5 新基準に基づく損害賠償請求書の書き方、貼付資料について
- 6 参加者からの質問・疑問・意見
- 7 今後の交渉日程について
- 8 その他

以上

第 2 期 相談会参加申込書

(相談会に参加できない方も fax にて 4 月 23 日までにご回答ください)

ご氏名		連絡先	
ご住所			
出 欠	1 出席します。 2 欠席します		
損害賠償交渉について	1 損害賠償交渉に参加する。 2 参加できないので交渉をお願いしたい。 3 自分で行う。 4 実害がなかったので請求の必要はない。 5 実害はあったが資料がないのであきらめる。		

差支えがなければ実際に受けた損害の内容をお知らせ下さい。

(第 2 次請求を参考のうえ該当する項目に記入及びチェックを入れて fax してください)

発生した損害の内容	発生したが請求していない損害	損害の概算額 (内未請求額)	
作付制限を受けた 水稻の補償	1 慣行栽培の水準のままである。 2 有機農産物として配慮されたが、 十分でない 3 未請求額がある	()	
1 風評被害による 逸失利益	1 2011 年の農産物売上額の減少部分 2 2012 年の農産物売上額の減少部分 3 格下げ販売を行ったことによる減少 4 作付の転換によって生じた逸失利益	()	
2 風評被害による 追加的費用	1 販売できなかった農産物の倉敷料 2 販売できなかった農産物の処分料 3 吸収抑制対策 (ゼオライト、カリウム、 もみがら等の資材購入費) 4 水田への流入防止のための工事費、 セシウム吸着材(モミガラ)の炭化・ 灰化処理経費、汚染灰保管袋など 5 効果確認のための検査経費 6 作付転換に関する経費 (種子購入 費、収穫機リース代金、乾燥調製費、 搾油手数料)	()	
3 農産物の販売にか かわる検査費用	1 販売先からの要請で行った検査料 2 自主的に行った検査料	()	
上記損害金額に関す る伝票等の証拠書類 の存在	1 証拠書類は完全に揃っている 2 一部欠損がある 3 小規模であり提携販売なので証拠 書類はあまり残っていない	()	
帰還困難区域で農業 が継続できない。	1 代替地幹旋と住宅用地、農用地、 生産財の買取補償		

東電原発損害賠償に関する第2次請求の概要(案)

1、 2011年3月11日～2013年3月末日までの損害賠償未請求に関する事項

(1) 水稻作付制限及び出荷停止に関わる損害賠償金のうち、有機農産物に関する損害賠償未請求部分

- ① 2011,3,11以降、3年間イネの作付が中止された地域の有機認定圃場の補償額
平均反収 7.5 俵×平均販売単価 22,000 円×所得率 0.6=99,000 円/10a
有機認定圃場差額補てん額=99,000 円×3年 — 既補償額×3年
- ② 試験栽培にかかわる経費 ⇒ 全額補償
- ③ 対象農家
有機農業者のうち出荷停止となった集落地域の有機農家

(2) 風評被害に関する未請求部分

- ① 平成 23 年産農産物の販売不振で生じた在庫品及び格下げ販売による単価切り下げによる逸失利益
- ② 追加的費用に関する未請求部分
 - i) 未販売農産物の倉敷料及び処分費用
 - ii) 吸収抑制対策（ゼオライト、カリウム、もみがら等の資材購入費）
 - iii) 水田への流入防止のための工事費、セシウム吸着材（モミガラ）の炭化・灰化処理経費、汚染灰保管袋など
 - iv) 効果確認のための検査経費
- ③ 栽培作物を変えざるを得なかったことによる掛かり増し費用又は逸失利益
 - i) イネから大豆—なたね—ひまわりなどの油脂作物への転換経費
播種機リース代金、汎用コンバイン利用料金、集草機
ロールベラー利用料金、汎用乾燥機利用料金、搾油料金など
 - ii) 逸失利益=3.11以前の栽培作物の純収益—油脂作物を栽培して得た純収益
- ④ 農産物の販売にかかわる検査費用に関する未請求部分

(3) 除染に関わる一切の経費

3 帰還困難地域における代替地斡旋と住宅用地、農用地、生産財の買取補償

帰還困難地域での有機農業は不可能、早期の代替地の提供が必要である。

- ① 福島県浜通りの有機農家を対象に早急に意向調査を行い、今後とも有機農業を継続したい農家を優先して、汚染農地・宅地等を買収し、移転先を確定し、再開の目途を建てること。用地の買収については「一般補償基準」（公共用地の取得に伴う損失補償基準）を適用すること。（経産省資源エネルギー庁所轄事業）
- ② JAS 有機認定圃場や農薬・化学肥料を使用しないで栽培し管理してきた圃場は最低でも3年以上の歳月をかけて築き上げてきた生物の豊かな生きた圃場である。慣行栽培の圃場と同列に扱うことはできないことを踏まえ、十分な補償をすべきである。
- ③ 個人的に他の地域に移転し、栽培を開始した方々への補償は、移転先でも3月11日以前の水準と同レベルの経営規模と栽培管理機器の整備が補償されるべきである。

原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第3次追補後の新旧対照表

(全国有機農業推進協議会原発担当班 4, 12作成)

風評被害発生地域（福島、栃木、茨城、宮城、群馬、埼玉など）における有機農産物の風評被害は厳しく広範に及び長期化している。

旧該当地域	新適用地域及び備考
(食用農産物)：福島・栃木・茨城・群馬・千葉・埼玉	岩手・宮城
(花卉)：福島、茨城	
(茶)：福島・栃木・茨城・群馬・千葉・埼玉・神奈川・静岡	宮城・東京
(林産物)	青森・岩手・宮城・神奈川・東京・静岡・広島
(牛肉・牛乳・乳製品・水産物 ：北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・岐阜・静岡・三重・島根	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 牛乳・乳製品 = 岩手、宮城、群馬 ▶ 水産物(食用及び餌料用に限る) = 北海道、青森、岩手、宮城 ▶ 家畜の飼料及び薪・木炭 = 岩手、宮城、栃木 ▶ 家畜排せつ物を原料とする堆肥 = 岩手、宮城、茨城、栃木、千葉
<p>問題点</p> <p>東電回答 該当地域以外からの請求は受け付けるが、補償の対象となるかどうかは不明であり、今後検討することになるかどうか解らない。</p> <p>○神奈川県・静岡県などでお茶の汚染が明らかになったことから、汚染を懸念して検査した有機農家があり、この検査経費についても補償の対象とすべきであろう。</p> <p>○神奈川・静岡などでも麦・大豆には放射能が検出され、販売できないケースが出ているので補償の対象にすべきであろう。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外でも、出荷制限指示等の対象品目と同一の品目については、一定の地理的範囲において買い控え等が生じている場合は賠償すべき。 ○ 有機農産物など、安全等の価値を付した産品は、通常より広範な地域で買い控え等の風評被害を受ける場合もあることに留意すべき。 ○ 検査費用の対象は、中間指針で「取引先の要求等によって実施を余儀なくされた」としているが、これは、必ずしも書面での要求に限らず、客観的に実施せざるを得なかった検査も含む。
<p>損害賠償の対象となる被害</p> <p>(1) 風評被害により生じた事業の逸失利益</p> <p>(2) 取引先の要求等により放射線検査の実施を余儀なくされた検査費用</p> <p>(3) 検査費用以外の追加的費用（商品の返品費用や廃棄費用等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有機農産物など、安全等の価値を付した産品は、通常より広範な地域で買い控え等の風評被害を受ける場合もあることに留意すべき。 ○ 検査費用の対象は、中間指針で「取引先の要求等によって実施を余儀なくされた」としているが、これは、必ずしも書面での要求に限らず、客観的に実施せざるを得なかった検査も含む。

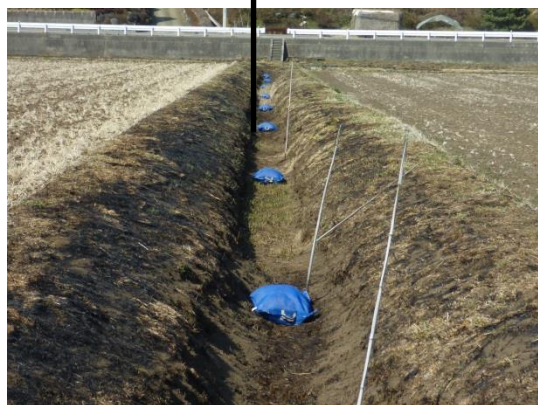
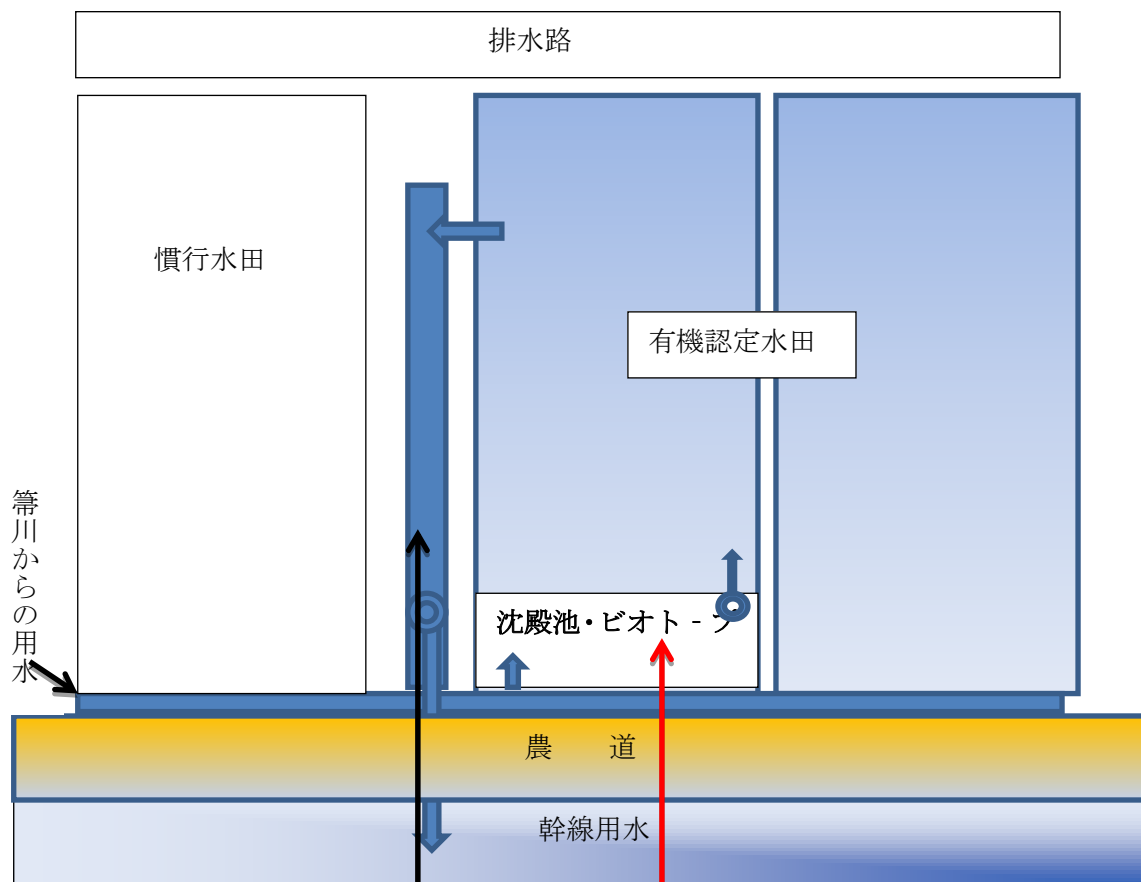
参考資料

2013年2月10日の有機認定水田のセシウム濃度検査で前年度を上回った圃場が全体の36%もあることが判明。その原因が①河川水の流入と②風塵（3月19日大田原市採取した風塵3744Bq/kg）と想定され、流入防止対策とともに代かき除染、植物除染等の必要性が出てきた。

日本の稲作を守る会 パルスシステム登録圃場 放射能検査結果一覧												* 数値は乾燥土換算 単位はBq/kg		
市町	2012/03/10 5点平均			2013/02/10 5点平均			2013/02/10 入水口付			2013/02/10 排水口付			水 源	自然減少理論値(±5%)
	Cs-134	Cs-137	合計	Cs-134	Cs-137	合計	Cs-134	Cs-137	合計	Cs-134	Cs-137	合計		
那須塩原市	346	503	849	323	609	932	212	399	611				那珂川水系那須疎水	642 ~ 727
那須塩原市	443	632	1075	317	553	870	268	479	747				那珂川水系那須疎水	813 ~ 920
大田原市	247	345	592	255	464	719							那珂川水系箒川	448 ~ 507
大田原市	203	327	530	198	356	554							那珂川水系箒川	401 ~ 454
大田原市	243	359	602	なし	なし	なし							地下水	455 ~ 515
大田原市	170	257	427	184	338	522							地下水	323 ~ 366
大田原市	364	556	920	188	403	591	283	546	829	113	249	362	地下水	696 ~ 788
大田原市	209	285	494	213	442	655							地下水	373 ~ 423
岩舟町	45	70	115	40	78	118							利根川水系三杉川	87 ~ 98
岩舟町	91	143	234	74	157	231							地下水	177 ~ 200
岩舟町	76	111	187	49	107	156							地下水	141 ~ 160
那須塩原市	784	1079	1863	472	863	1335	347	785	1132				地下水	1408 ~ 1595
那須塩原市	682	967	1649	398	716	1114	416	795	1211				地下水	1247 ~ 1412
那須塩原市	730	1055	1785	454	881	1335	333	671	1004				地下水	1349 ~ 1528
那須塩原市	627	895	1522	451	871	1322	338	648	986				地下水	1151 ~ 1303
那須塩原市	662	895	1557	342	720	1062	267	525	792				地下水	1177 ~ 1333
那須塩原市	451	624	1075	300	557	857	324	605	929				那珂川水系那須疎水	813 ~ 920
那須塩原市	471	726	1197	362	609	971	245	473	718				地下水	905 ~ 1025
那須塩原市	663	915	1578	なし	なし	なし	なし	なし	なし				地下水	1193 ~ 1351
那須塩原市	525	741	1266	245	473	718	392	727	1119				那珂川水系那須疎水	957 ~ 1084
那須塩原市	447	604	1051	395	731	1126	272	555	827				那珂川水系那須疎水	795 ~ 900
那須塩原市	473	717	1190	377	703	1080	389	707	1096				那珂川水系那須疎水	900 ~ 1019
上三川町	68	108	176	なし	なし	なし							利根川水系鬼怒川支流	133 ~ 151
上三川町	64	96	160	78	129	207							利根川水系鬼怒川支流	121 ~ 137
那須塩原市	141	189	330	156	283	439	164	308	472				風呂用水	249 ~ 282
上三川町	107	139	246	56	113	169							地下水	186 ~ 211
上三川町	69	105	174	37	83	120							鬼怒川支流田川	132 ~ 149
真岡市	34	54	88	28	42	70							利根川水系鬼怒川支流	67 ~ 75
下野市	58	90	148	58	106	164							鬼怒川支流姿川	112 ~ 127
野木町	61	91	152	38	82	120							地下水	115 ~ 130
野木町	54	105	159	63	117	180							鬼怒川支流思川	120 ~ 136
野木町	48	78	126	41	82	123							鬼怒川支流思川	95 ~ 108
塩谷町	180	236	416	99	190	289							那珂川水系荒川	314 ~ 356
塩谷町	217	309	526	24	65	89							那珂川水系荒川	398 ~ 450
塩谷町	173	243	416	46	97	143							那珂川水系荒川	314 ~ 356
塩谷町	95	145	240	76	166	242							那珂川水系荒川	181 ~ 205
塩谷町	127	193	320	98	187	285							那珂川水系荒川	242 ~ 274
塩谷町	162	226	388	70	121	191							那珂川水系荒川	293 ~ 332
塩谷町	156	244	400	68	145	213							那珂川水系荒川	302 ~ 342
塩谷町	118	158	276	49	92	141							那珂川水系荒川	209 ~ 236
塩谷町	144	214	358	116	204	320							那珂川水系荒川	271 ~ 306
塩谷町	186	294	480	132	253	385							那珂川水系荒川	363 ~ 411
塩谷町	114	178	292	56	102	158							那珂川水系荒川	221 ~ 250
塩谷町	200	290	490	59	122	181							那珂川水系荒川	370 ~ 419
塩谷町	203	286	489	123	233	356							那珂川水系荒川	370 ~ 419
塩谷町	51	66	117	65	123	188							那珂川水系荒川	88 ~ 100
塩谷町	113	167	280	52	108	160							那珂川水系荒川	212 ~ 240
塩谷町	ND	ND	0	94	180	274							那珂川水系荒川	0 ~ 0
塩谷町	ND	17	17	なし	なし	なし							那珂川水系荒川	13 ~ 15
塩谷町	114	203	317	64	145	209							那珂川水系荒川	240 ~ 271
塩谷町	144	226	370	67	137	204							那珂川水系荒川	280 ~ 317
塩谷町	96	139	235	110	223	333							那珂川水系荒川	178 ~ 201
上三川町	106	126	232	50	96	146							地下水	175 ~ 199
上三川町	82	139	221	44	87	131							鬼怒川支流田川	167 ~ 189
宇都宮市	82	127	209	77	145	222							利根川水系鬼怒川	158 ~ 179
宇都宮市	95	140	235	70	135	205							利根川水系鬼怒川	178 ~ 201
宇都宮市	121	189	310	63	127	190							利根川水系鬼怒川	234 ~ 265
宇都宮市	51	83	134	63	132	195							利根川水系鬼怒川	101 ~ 115
宇都宮市	93	131	224	59	123	182							利根川水系鬼怒川	169 ~ 192
宇都宮市	88	146	234	51	126	177							利根川水系鬼怒川	177 ~ 200
宇都宮市	133	211	344	68	137	205							利根川水系鬼怒川	260 ~ 294
宇都宮市	141	207	348	85	144	229							利根川水系鬼怒川	263 ~ 298
宇都宮市	123	161	284	79	138	217							利根川水系鬼怒川	215 ~ 243
宇都宮市	159	197	356	73	125	198							利根川水系鬼怒川	269 ~ 305
上三川町	77	127	204	63	120	183							鬼怒川支流田川	154 ~ 175
上三川町	81	141	222	78	158	236							鬼怒川支流田川	168 ~ 190
上三川町	83	137	220	59	83	142							鬼怒川支流田川	166 ~ 188
上三川町	67	108	175	74	130	204							鬼怒川支流田川	132 ~ 150
上三川町	147	224	371	57	97	154							鬼怒川支流無名瀬川	280 ~ 318
上三川町	123	206	329	83	151	234							鬼怒川支流無名瀬川	249 ~ 282
上三川町	109	148	257	80	143	223							鬼怒川支流無名瀬川	194 ~ 220

1 有機水田への流入防止と代かき除染における流出防止対策

(1) 栃木県大田原市での実施例



排水路に設置したモミガラ10袋
200m×0.7mの自家専用排水路
代かき水はここに流し込み、沈殿・
吸着させてから排水する。



沈殿池にモミガラ18袋設置。沈殿槽
として設置。本田には表面水を使用。
4月20日1回目代かき除染の予定
5月20日2回目代かき予定

(2) 必要経費

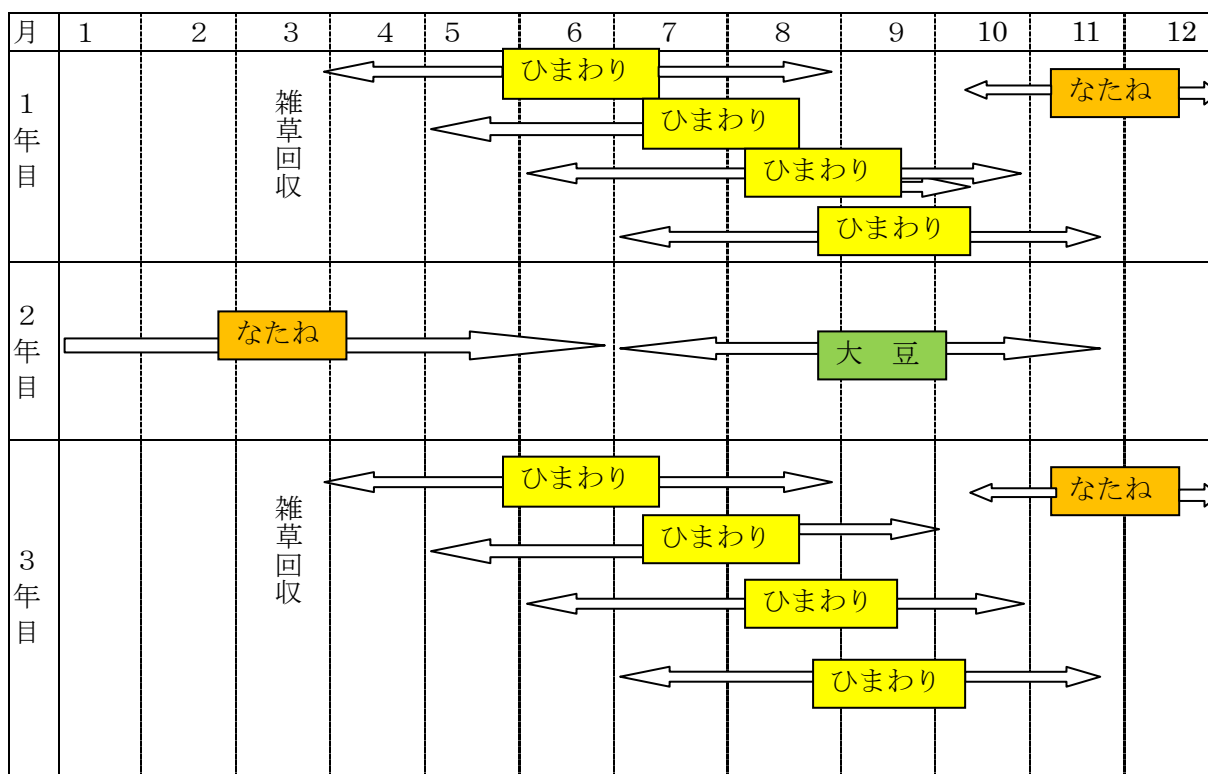
- ①沈殿槽及び流失防止槽設置費用 (バックホーリース代 半日、人件費 半日)
- ②モミガラ及びネット購入費 (10aあたり流入部6袋 + 排水部5袋)
- ③代かき除染は通常の抑草作業の一部として実施されるので新たな経費は発生しない。

2 畑地における植物除染（転換作物栽培）の方法と必要経費

(1) ひまわり—なたね—大豆の作付体系による除染の方法

- ① ひまわりの品種と種子—オレイン酸の多い「春りん蔵」を使用。市販種子はいつでも種子消毒が実施され、ミツバチを飼育する今年度は使用できないので、昨年導入した種子を採取して使用するか、グリーンオイルプロジェクトから無消毒種子を購入して播種してください。（F2 のためばらつく可能性あり、固定種を作出する予定）
- ② 前作が大豆以外の場合は大豆粕又はくず大豆を 100 kg/10a、グアノ 40 kg 散布し、耕起する。4 月播種の場合には晩霜対策を準備（パオパオなど）
- ③ なたねが開花したら、花粉の放射線量を測定し、セシウム濃度を記録し、ミツバチの飼育を開始する。
- ④ ひまわりは 1 か月ごとに播種し、6 月～10 月まで開花させ、ミツバチを飼育する。
- ⑤ 収穫は 8 月～11 月まで行う。小規模の場合は傾穂期に花頭を切り取って乾燥させ、汎用コンバインに投げ込んで脱粒・収穫し、さらに 10% 以下まで乾燥させる。唐箕などでごみや不熟粒を除き、1 袋 20 kg で出荷する。
- ⑥ 収穫残渣はレーキとロールベアラーにて回収、燻炭製造機で炭化・灰化し、保管

畑の除染のための油脂作物の作付け体系



(2) 必要経費

- ①放射能汚染のために麦—大豆の作付が不能になり、止むを得ずなたね—ひまわりなどの油脂作物の栽培に転換した場合の逸失利益

「大豆・麦の純収益」－「なたね・ひまわりの純収益」＝逸失利益

- ②放射能の除染を兼ねた油脂作物の栽培・収穫・調整・出荷又は委託搾油経費の一切

有機種子購入代金、	播種機リース代、
汎用コンバインリース代	集草機リース代
ロールベアラーリース代	選別機リース代
乾燥機リース代	出荷包装費
搾油手数料、	

